



コロナ禍における両立支援

両立支援とは、従業員の仕事と生活の両立を企業が支援することです

新型コロナウイルス感染症が若年層にも広がり、全国的にも保育所が休園するなどの問題が身近に迫りつつあります。子育てしながら働く方たちへの支援策をご紹介します。

【両立支援等助成金 育児休業等支援コース「新型コロナウイルス感染症対応特例」】

新型コロナウイルス感染症への対応として、臨時休業をした小学校など（小学校、保育所、幼稚園など）に通う子どもの世話をを行う労働者に対し、有給休暇（通常の有給休暇を除く）を取得させた事業主は助成金の対象となります。助成額は従業員1人あたり5万円、1事業主につき10人まで（上限50万円）となります。



【主な支給要件】

- ①「社内制度の整備」として、次のどちらも実施されていること。
 - (イ)対象となる子どもの世話をを行う必要のある労働者が特別有給休暇を取得できる制度の規定化
 - (ロ)小学校などが休業した場合でも勤務できる両立支援の仕組みとして次のいずれかの社内周知
 - ・テレワーク勤務、短時間勤務制度、フレックスタイムの制度、始業または終業の時刻を繰り上げまたは繰り下げる制度（時差出勤の制度）、ベビーシッター費用補助制度 など
- ②労働者1人につき、①の(イ)に定めた特別有給休暇を4時間以上取得したこと。

【申請・問い合わせ先】

北海道労働局雇用環境・均等部 ☎011-788-7874

問い合わせ

環境生活課男女共同参画担当(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3126)

空き家の適正管理をお願いします

市内における空き家の多くは、所有者などによって適正に管理がされていますが、一部手入れがされていない空き家が見受けられます。建物が空き家になる理由は、居住者の転勤や子ども世帯との同居など、さまざまな理由がありますが、「相続」による空き家化、そして空き家が放置される理由としても「相続」は大きく関わってきます。

●相続登記を行わないと自分の子や孫に影響を及ぼすことがあります

相続登記とは、相続が発生した際に行う登記名義人の変更をいいます。相続登記を行っていない場合、登記上の名義は、もう何十年も前に亡くなった祖父母のままだったということがあります。

このように長期間相続登記がされずにいると、新たな相続が発生するたびに同意が必要な方が増えていき、手続き費用や手数料が高額になる可能性があるほか、登記が完了していない土地や建物は売却することができません。

●誰でも空き家の所有者になる事があります

相続順位などは、法律で決められていますが、場合によっては甥や姪が相続人になることがあります。実際に、所有者の兄弟の子が代襲相続人になり、一度も会ったことのない人が、一度も訪れたことのない土地にある建物を管理しなければならないという事例がありました。

●2024年までに相続登記が義務化されます

今年4月21日に「民法・不動産登記法の改正等に関する要綱」が可決・成立しました。今後、2024年までをめどに施行される予定で、相続登記申請をしなかった場合には、過料が課せられることも含まれています。

●空き家も大切な個人の財産です

人が使用していない建物は、一般的に老朽化が進行しやすいといわれています。劣化を防ぐには、定期的な点検や換気などが必要であり、資産価値を低下させないためにも重要です。ライフスタイルに多様性が見られる現在、住宅ニーズにも変化が見られ、リフォーム住宅にも注目が集まっています。

こうしたことから、適正な空き家の管理と併せて、空き家の活用についても検討をお願いします。

問い合わせ

環境生活課環境・生活安全係(名寄庁舎1階)

☎01654③2111(内線3128) FAX 01654④4011

